

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公開（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 埼玉県教育委員会

令和8年10月9日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8 %
全職員	94.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2 %
本庁課長相当職	97.5 %
本庁課長補佐相当職	93.7 %
本庁係長相当職	94.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.2 %
31～35年	93.3 %
26～30年	91.8 %
21～25年	90.7 %
16～20年	92.1 %
11～15年	93.1 %
6～10年	93.9 %
1～5年	95.2 %

【説明欄】

・扶養手当及び管理職手当、住居手当の受給者に占める男性の支給割合が高い傾向にあり、手当の受給者に占める男性の支給割合は、扶養手当：78.3%、管理職手当：79.1%、住居手当：56.9%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
教育局	１６．８％
県立学校	１６．８％
市町村立学校	２１．９％

【説明欄】

- ・ 上記は令和８年４月１日現在のもの。
- ・ 教育局における管理職は副課長級以上の職員となることから、「管理的地位にある職員」は「副課長級以上の職員」として、それに占める女性職員の割合を算出している。
- ・ なお、副課長級の職員は、以下「Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職位の割合」においては「本庁課長補佐相当職」に分類される。
- ・ 市町村立学校は、さいたま市を除く市町村立小・中・特別支援学校の県費負担教職員が対象である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

１．教育局

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	１０．０％
本庁課長相当職	１５．９％
本庁課長補佐相当職	２１．４％
本庁係長相当職	１７．１％

２．県立学校

（１）教員

区分	令和８年度
校長	１３．４％
副校長・教頭	１５．９％
主幹教諭	３１．４％
教諭相当	４４．３％

（２）事務職員等

区分	令和８年度
本庁課長相当職・本庁課長補佐相当職	０．０％
本庁係長相当職	２９．１％

3. 市町村立学校

区分	令和8年度
校長	24.7%
副校長・教頭	19.3%
主幹教諭	18.5%
教諭・助教諭相当	59.0%

【説明欄】

- ・ 上記は令和8年4月1日現在のもの。
- ・ 市町村立学校は、さいたま市を除く市町村立小・中・特別支援学校の県費負担教職員が対象である。

IV 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	職員区分		令和8年度
教育局	常勤職員		50.0%
	非常勤職員及び 臨時的に任用された職員		65.4%
県立学校	教員	常勤職員	45.3%
		非常勤職員及び 臨時的に任用された職員	47.3%
	事務職員等	常勤職員	59.2%
		非常勤職員及び 臨時的に任用された職員	56.4%
市町村立学校	教員	常勤職員	53.2%
		非常勤職員及び 臨時的に任用された職員	59.2%

【説明欄】

- ・ 上記は令和8年度に係る実績である。
- ・ 市町村立学校は、さいたま市を除く市町村立小・中・特別支援学校の県費負担教職員が対象である。

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	性別	令和7年度
教育局	男性	75.0%
	女性	100.0%
県立学校	男性	59.1%
	女性	99.6%

(2) 会計年度任用職員

区分	性別	令和7年度
教育局	男性	該当なし
	女性	100.0%
県立学校	男性	該当なし
	女性	該当なし

【説明欄】

- ・上記は令和7年度に係る実績である。(基準日：令和8年6月1日)
- ・「該当なし」は対象者がいないことを意味している。

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 教育局

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
1週間以上2週間未満	5.6%	0.0%	－	0.0%
2週間以上1月以下	22.2%	0.0%	－	0.0%
1月超3月以下	22.2%	0.0%	－	0.0%
3月超6月以下	27.8%	0.0%	－	0.0%
6月超9月以下	0.0%	10.0%	－	0.0%
9月超12月以下	16.7%	20.0%	－	100.0%
12月超24月以下	5.6%	50.0%	－	0.0%
24月超	0.0%	20.0%	－	0.0%

(2) 県立学校

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0. 6 %	0. 0 %	-	-
1 週間以上 2 週間未満	0. 0 %	0. 0 %	-	-
2 週間以上 1 月以下	20. 5 %	0. 4 %	-	-
1 月超 3 月以下	32. 4 %	0. 0 %	-	-
3 月超 6 月以下	17. 6 %	1. 7 %	-	-
6 月超 9 月以下	13. 6 %	6. 0 %	-	-
9 月超 12 月以下	12. 5 %	19. 8 %	-	-
12 月超 24 月以下	2. 8 %	55. 2 %	-	-
24 月超	0. 0 %	16. 8 %	-	-

【説明欄】

- ・ 上記は令和 7 年度に係る実績である。(基準日：令和 8 年 6 月 1 日)
- ・ 「-」は対象者がいないことを意味している。

VI 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
教育局	18. 7 時間
県立学校	5. 2 時間

【説明欄】

- ・ 上記は令和 7 年度に係る実績である。

VII 年次休暇取得日数の平均

区分	令和 7 年度
教育局	12. 7 日
県立学校	15. 6 日

【説明欄】

- ・ 上記は令和 7 年度に係る実績である。